

# 法人の生命保険をめぐる税務

吉田 覚 相談部 東京相談室

生命保険は、法人においても、本来の保障のほかに、社員の福利厚生や退職金の準備、決算対策などで広く活用されています。

今回は、契約者（＝保険料負担者）が法人、被保険者が役員または使用人である「養老保険」「定期保険」「定期付養老保険」について、死亡保険金の受取人が法人あるいは役員または使用人の遺族、生存保険金の受取人が法人あるいは役員または使用人である場合の支払保険料や契約者配当、受取保険金に関する税務の取扱いを解説します。

なお、支払保険料については、定期保険の原則的取扱いとは異なる取扱いとされる「長期平準定期保険等」と、生命保険ではありませんが法人に利用されることが多く、最近の取扱い見直しで定期保険と同様に取扱うこととされた、いわゆる「第三分野保険」についても解説します。

## 1. 養老保険

養老保険とは、被保険者が死亡した場合に死亡保険金が支払われるほか、保険期間の満了時に被保険者が生存している場合も、満期保険金が支払われることとされる生命保険（生死混合保険）をいいます。

### [1] 支払保険料

- (1) 死亡保険金、生存保険金ともに受取人が法人の場合

保険事故の発生または保険契約の解除もしくは失効により、当該保険契約が終了する時までには資産に計上します。生存保険金とは、被保険者が保険期間満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいいます。

- (2) 死亡保険金の受取人が被保険者である役員または使用人の遺族、生存保険金の受取人が被保険者である役員または使用人の場合

当該役員、使用人への給与となり、給与に対する所得税の源泉徴収が必要となります。これらの給与とされる保険料で、役員を被保険者として法人が経常的に負担するものは、役員給与の取扱い上、一般に定期同額給与に該当するものと考えられます。

- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者である役員または使用人の遺族、生存保険金の受取人が法人の場合 1/2 は資産計上、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、役員または部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。以下同じ）のみを被保険者としている場合は、当該残額は役員または使用人への給与となります。

## [2] 契約者配当

法人が生命保険契約に基づいて支払いを受ける契約者配当の額は、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入します（法人税法に規定する「配当等の額」には該当しないので、受取配当等の益金不算入の対象とはなりません）。死亡保険金および生存保険金の受取人が法人で、保険料を資産計上している場合は、配当の額を資産計上している保険料の額から控除することもできます。

## [3] 受取保険金

- (1) 死亡保険金、生存保険金ともに法人が受取った場合

保険金の受取額と保険料の取崩額との差額を益金の額または損金の額に算入します。受取保険金として益金の額に算入し、資産計上されている保険料の額を取り崩して損金の額に算入する方法もあります。

- (2) 死亡保険金を被保険者である役員または使用人の遺族が受取った場合

法人においては、生存保険金の受取人が被保険者である役員または使用人である場合（前述 [1] - (2)）は、保険料は給与として処理されているので、法人の処理はありません。生存保険金の受取人が法人の場合（同 [1] - (3)）は、資産に計上してある保険料の額を取り崩し、損金の額に算入します。

死亡保険金を受取った被保険者の遺族においては、みなし相続財産として相続税の対象となりますが、死亡保険金の受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれない）である場合で、すべての相続人が受取った保険金の合計額が非課税限度額（500 万円×法定相続人の数）以下であるときは相続税の課税対象とならない一方、合計額が非課税限度額を超えるときはその超える部分が課税対象となります。

また、会社が受取った死亡保険金を死亡退職金として支給することとしている場合は、死亡保険金ではなく、みなし相続財産である退職手当金等に該当するものとされています。受取った遺族においては、相続税の対象となりますが、この場合も相続税の非課税限度額があり、その適用関係は死亡保険金と同様です。

- (3) 生存保険金を被保険者である役員または使用人が受取った場合

当該役員または使用人に対する一時所得として、所得税と個人住民税の対象となります。

## 2. 定期保険

定期保険とは、一定期間内に被保険者が死亡した場合のみ保険金が支払われる生命保険をいい、養老保険のように満期保険金はありません。

## [1] 支払保険料

死亡保険金の受取人が法人である場合も、被保険者（役員または使用人）の遺族である場合も、法人が支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、役員または部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は、当該役員または使用人への給与となります。なお、長期平準定期保険など一定の定期保険の支払保険料については、異なる取扱いが定められています（後項「4.長期平準定期保険等と第三分野保険」を参照）。

## [2] 契約者配当

法人が生命保険契約に基づいて支払いを受ける契約者配当の額は、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入し、受取配当等の益金不算入の対象となりません。

## [3] 受取保険金

### (1) 死亡保険金を法人が受取った場合

法人が受取った死亡保険金は益金の額に算入されます。

### (2) 死亡保険金を被保険者である役員または使用人の遺族が受取った場合

第1項の養老保険における [3] - (2) で説明した遺族の取扱いと同様です。

## 3. 定期付養老保険

定期付養老保険とは、養老保険に定期保険を付したものをいいます。

### [1] 保険料が養老保険部分と定期保険部分に区分されている場合

#### (1) 支払保険料

##### ① 死亡保険金、生存保険金ともに受取人が法人の場合

養老保険部分の保険料は資産に計上し、定期保険部分の保険料は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

##### ② 死亡保険金の受取人が被保険者である役員または使用人の遺族、生存保険金の受取人が被保険者である役員または使用人の場合

養老保険部分は給与、定期保険部分は期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、役員または部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は、当該役員または使用人に対する給与となります。

##### ③ 死亡保険金の受取人が被保険者である役員または使用人の遺族、生存保険金の受取人が法人の場合

養老保険部分は、1/2 を資産計上、残額を期間の経過に応じて損金の額に算入します。定期保険部分は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、養老保険部分の当該残額と定期保険部分の保険料のいずれについても、役員または部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は、当該役員または使用人に対する給与となります。

(2) 契約者配当金と受取保険金

第1項の養老保険における[2][3]および第2項の定期保険における[2][3]と同様です。ただし、第1項の養老保険における[2]の契約者配当の額を資産計上している保険料の額から控除できるとの取扱いは、下記「[2] 保険料が区分されていない場合」だけに適用があり、保険料が区分されている場合は適用がありません。

**[2] 保険料が区分されていない場合**

支払保険料、契約者配当、受取保険金ともに、第1項の養老保険と同様の取扱いとなります。

## 4. 長期平準定期保険等と第三分野保険

保険期間が長期にわたる定期保険（長期平準定期保険）、保険期間中に保険金額が逡増する定期保険（逡増定期保険）等については、支払保険料が平準化されていますが、保険期間の前半における支払保険料の中には、保険期間の後半における保険料に充当される部分（前払保険料）が相当多額に含まれます。

そこで、このような保険については、支払保険料を単純に保険期間の経過に応じて損金算入することは課税所得の適正な計算に支障が生じると考えられるため、支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化が図られてきており、2019年に見直しが行われました。

**[1] 長期平準定期保険と逡増定期保険**

(1) 見直し前

長期平準定期保険は、保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ当該保険に加入したときにおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものとされ（逡増定期保険に該当するものを除く）、支払保険料の1/2に相当する金額を資産計上します。

逡増定期保険は、保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超える一定のものをいい、当該年齢などに応じて、支払保険料の1/2、2/3、または3/4に相当する金額を前払金等として資産計上します。

長期平準定期保険、逡増定期保険ともに、資産計上する期間は、保険期間の前半60%相当の期間とされ、その後の期間において資産計上額を取崩して損金の額に算入することになります。

(2) 見直し後

長期平準定期保険、逡増定期保険の区分ではなく、「定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い」として、役員または使用人を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険または第三分野保険で、最高解約返戻率が50%を超えるもの（一定のものを除く）について、①50%超70%以下、②70%超85%以下、③85%超の区分ごとに資産計上期間、資産計上額および取崩期間が定められました。この取扱いは、2019年7月8日以後の契約について適用されています。

## [2] 第三分野保険

いわゆる第三分野保険とは、第一分野（生命保険）および第二分野（損害保険）のいずれでもない、疾病、傷害、介護などを対象とする保険のことであり、長期平準定期保険および逡増定期保険の見直しにおいて、第三分野保険も取扱いの見直しが行われました。

### (1) 見直し前

長期平準定期保険等の取扱いと同様の考え方のもと、介護保険やがん保険のように保険ごとに個別に取扱いが定められていました。しかし、これら個別に定めるもの以外の取扱いが明らかではありませんでした。

### (2) 見直し後

定期保険の取扱いに第三分野保険の取扱いが加えられることになりました。これにより、第三分野保険の保険料は、長期平準定期保険と逡増定期保険における「相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合」の取扱いの適用を受けるものを除き、定期保険の保険料と同様に、原則として（一定の例外あり）、期間の経過に応じて損金の額に算入することとされました。この取扱いは、2019年7月8日以後の契約について適用されています。

## ■保険の種類と保険料の取扱い

### 1. 養老保険

	死亡保険金	生存保険金	主契約保険料
保険金受取人	法人	法人	資産計上
	従業員の遺族	従業員	給与
		法人	1/2 資産計上、1/2 損金算入 ただし、役員等のみを被保険者とする場合は給与

### 2. 定期保険

	死亡保険金	主契約保険料
保険金受取人	法人	損金算入
	従業員の遺族	損金算入 ただし、役員等のみを被保険者とする場合は給与

3. 定期付養老保険（保険料が区分されている場合。区分されていない場合は養老保険と同様の取扱い）

	死亡保険金	生存保険金	主契約保険料	
保険金受取人	法人	法人	資産計上	損金算入
	従業員の遺族	従業員	給与	損金算入 ただし、役員等のみ を被保険者とする場 合は給与
		法人	1/2 資産計上、1/2 損 金算入 ただし、役員等のみ を被保険者とする場 合は給与	

内容は2020年3月25日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。